

更新時講習会

近時求められる貸金業者の法務・コンプライアンス 対応上のポイント

2024年6月

森・濱田松本法律事務所
弁護士 小田 大輔

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

目次

1. 2023事務年度の貸金業者監督上の重点事項
2. 成年年齢の引下げへの対応
3. 個人情報保護法改正（金融分野GL改正）による個人情報管理の厳格化への対応
4. マネー・ローンダリング等対策の高度化への対応
5. その他近時のトピック

2023事務年度の貸金業者監督上の重点事項

2023事務年度の貸金業者のモニタリング方針

【昨事務年度の実績】

- 財務局及び都道府県において、貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護等を図るため、貸金業法等関連法令に基づき登録制度の運用を行うとともに、業務規制等を踏まえたモニタリングを行った。特に、2022年4月の成年年齢引下げを踏まえたモニタリングを行った。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリングを適切に実施するほか、成年年齢引下げを踏まえたモニタリングを行う。

業態横断的モニタリング方針（2）利用者目線に立った金融サービスの普及

③ 多重債務問題への対応等

多重債務者発生防止のため、注意喚起を関係機関と連携して行うとともに、成年年齢引下げを踏まえた若年者対応を含め、金融機関の取組を促していく。その際、コロナ後の経済環境や個人の消費行動が資金需要者の借入行動に与える影響等、コロナ後の動向について注視する。

また、SNS等を利用した個人間融資のほか、商品の売買やファクタリングを装い金銭の貸付を行うものなど、ヤミ金融の新たな手口に対しては、注意喚起を強化するとともに、捜査当局との連携により厳正に対処していく。

コンプライアンスに関する近時の留意点

① 金融行政方針でも取り上げられている成年年齢の引下げへの対応

加えて、

② 2022年に施行された改正個人情報保護法による個人情報管理の厳格化への対応

ー 特に貸金業者においては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（金融分野GL）の改正点に留意 ー

③ 今なお取組みの高度化が求められ続けるマネー・ローンダリング等対策

④ その他近時のトピック

成年年齢の引下げへの対応

民法改正（成年年齢の引下げ）の概要

1. 成年年齢の引下げ

- 年齢十八歳をもって、成年とする（改正民法4条）
- 成年年齢の意味：
 - (1) 一人で有効な契約をすることができる年齢
 - (2) 親権者の親権に服することがなくなる年齢

2. 婚姻適齢

- 婚姻は、十八歳にならなければできないものとする（改正民法731条）
- それに伴い、未成年者の婚姻への父母の同意、成年擬制を廃止

3. 養親となる者の年齢

- 20歳に達した者は、養子をすることができるものとする（改正民法792条）

■ 施行期日

- 令和4年4月1日から施行（施行から2年以上が経過）

政府の方針

- 若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者に対する当局の検査・監督や日本貸金業協会の監査を通じて貸金業法を遵守させることに加え、貸金業者による自主的な取組の状況を把握し、これを推進していく必要がある。

「成年年齢引下げを踏まえた対応について」

日本貸金業協会は2022年2月16日に声明を公表

- ✓ 若年者への貸付けに関してはより丁寧な返済能力調査を行うため、協会の社内規則策定ガイドラインに、当分の間、下記の規制を盛り込むこととした。協会は、監督当局とも連携しながら、協会員への指導・監査を通じて、当該規制の遵守状況を確認していくこと等により、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、全力で取り組むことを表明



1. 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類の提出又は提供を受けてこれを確認するものとする。また、当該書類は、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日まで保存するなど、貸金業法施行規則第10条の18第2項の規定に沿って保存するものとする。

注1) 貸金業法第13条第3項に規定する金額を下回る額の貸付契約における収入の状況を示す書類については、必ずしも年収証明書である必要はなく、客観的に収入を確認できる書類であって信ぴょう性・妥当性があるものであればそれでも差し支えない。

注2) 若年者又はその家族の医療費や、緊急に必要となる資金（10万円以下、かつ返済期間3ヶ月以内）の貸付けについては、若年者に対し、その事情を十分に聞き取り、貸付けの可否やその内容を適切に判断する。なお、法令に従い、顧客から疎明資料（医療機関からの医療費の請求書又は見積書、緊急に必要となる資金の支払いに係る領収書その他の資金の用途を確認することができる書面）の提出又は提供を受け、適切に保存する。

2. 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、資金用途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等について注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には聴き取りを行う等、より慎重な調査を行うものとする。
3. 成年年齢が引き下げられた旨の表現内容を用いる等、ことさら若年者を対象にした広告・勧誘を行わないものとする。

金融当局によるモニタリング

金融当局（金融庁・財務局）の動向

- オフサイトのモニタリングについては、若年者への貸付状況等のヒアリングによる実態把握を実施。
- また、通常の検査とは異なる「成年年齢引下げターゲット検査」を実施。協会のガイドライン、例えば収入の状況を示す書類の確認について、それらの実施状況の確認・検証を実施。



- 足元においては、若年者への貸付を行う貸金業者は限られており、関連する苦情は特段確認されていないことと承知。
- 金融庁としては、若年者への貸付実績の積み上がり等を踏まえ、引き続き、監督・検査を通じたモニタリングを適切に実施していく方針。

個人情報保護法改正（金融分野GL改正）による 個人情報管理の厳格化への対応

安全管理措置 -金融分野GLの改正-

第8条 安全管理措置（法第23条関係）

1. 金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等（注：漏えい、滅失又は毀損）の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。【「**物理的安全管理措置**」と「**外的環境の把握**」を追加】

当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。（略）

8. （略）

（物理的安全管理措置）

- ① 個人データの取扱区域等の管理
- ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ④ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄



「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（**安全管理実務指針**）で詳細化

物理的安全管理措置 -安全管理実務指針の改正-

4-1（個人データの取扱区域等の管理）

- ① 個人データ等を取り扱う重要な情報システムの管理区域への入退室管理等
- ② 管理区域への持ち込み可能機器等の制限等
- ③ のぞき込み防止措置の実施等による権限を有しない者による閲覧等の防止

4-2（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

- ① 個人データを取り扱う機器等の施錠等による保管
- ② 個人データを取り扱う情報システムを運用する機器の固定等

4-3（電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止）

- ① 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等
- ② 書類等の封緘、目隠しシールの貼付等

4-4（個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄）

- ① 容易に復元できない手段によるデータ削除
- ② 個人データが記載された書類等又は記録された機器等の物理的な破壊等

漏えい等報告・本人への通知の義務化 -法改正-

漏えい等（漏えい、滅失、毀損等）が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化（法26条）

<報告>

1. 報告が必要となる場合（施行規則）

以下の①～④が発生し、又は発生したおそれがある事態

①要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等（件数関わりなし）、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データ漏えい等（同）、③不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データの漏えい等（同）、④個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等

2. 報告期限

速報：知った日から3～5日以内、確報：知った日から30日以内（上記③の場合は60日以内）

<通知>

1. 本人への通知のタイミング＝「当該事態の状況に応じて速やかに」（施行規則で柔軟化）

事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人が必要な措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合などは、その時点での通知は不要

2. 本人への通知が困難、**かつ**、代替措置を講じる場合は**通知不要**

例）保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない、連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡ができない →代わりに、**事案の公表、問合せ窓口を用意してその連絡先を公表**（それにより、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにする）

漏えい等報告等 -金融分野GLの改正-

第11条 個人データ等の漏えい等の報告等（法第26条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。

1. 金融分野における個人情報取扱事業者は、**施行規則第7条各号に定める事態**を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては金融庁長官等、法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあっては地方公共団体の長等）に**報告**しなければならない。
また、金融分野における個人情報取扱事業者は、**その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令に従って、監督当局に報告しなければならない。**
2. 金融分野における個人情報取扱事業者は、**次に掲げる事態**（前項に規定する事態を除く。）を知ったときは、**同項の規定に準じて、監督当局に報告することとする。**
 - ① **その取り扱う個人情報**の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ② その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等（法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。）又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

本人への通知等 -金融分野GLの改正-

第11条 個人データ等の漏えい等の報告等（法第26条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。

3. 金融分野における個人情報取扱事業者は、**施行規則第7条各号に定める事態**を知ったときは、通則ガイドライン3-5-4（本人への通知）に従い、**本人への通知等**を行わなければならない。

また、金融分野における個人情報取扱事業者は、**次に掲げる事態**（施行規則第7条各号に定める事態を除く。）を知ったときも、**これに準じて、本人への通知等を行うこととする。**

- ① その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③ その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

令和4年度の個人情報漏えい等に係る報告

漏えい等を起こした者 漏えい等の態様	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他	
配送等における誤配	11	0	11	0	0	9	0	8	1	0	343	0	138	1	204
誤送付	45	39	0	6	0	61	56	0	5	0	62	53	0	8	1
メールの誤送信	13	13	0	0	0	70	17	0	53	0	18	12	0	6	0
FAX誤送信	10	7	0	3	0	10	8	0	2	0	7	6	0	1	0
誤手交	2	0	0	2	0	1	0	0	1	0	2	1	0	0	1
口頭漏えい	5	5	0	0	0	9	8	0	1	0	5	4	0	1	0
誤廃棄	15	14	0	1	0	9	6	0	3	0	15	10	0	5	0
紛失	26	22	3	1	0	23	17	1	3	2	20	15	4	1	0
不正アクセス	16	0	0	0	16	18	0	0	0	18	46	0	0	0	46
盗難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	10	7	0	1	2	13	9	0	1	3	16	8	3	1	4
計	153	107	14	14	18	223	121	9	70	23	534	109	145	24	256

(出典) 令和4年度年次報告書 (日本貸金業協会)

マネー・ローンダリング等対策の高度化への対応

貸金業者のマネロン等リスク

特徴

- 貸金業者等による金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（「貸付け」）は、消費者や事業者の多様な資金需要に対して、利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与している。また、預金取扱金融機関等との提携を含めた自動契約受付機・現金自動設備の普及やインターネットを通じた取引の拡大は、商品利用の利便性を高めている。
- こうした利便性に乗じて、犯罪収益を得た者が、貸金業者等から借入れ及びそれに対する返済を繰り返すなどして、当該犯罪収益の追跡を困難にすることができる。

悪用事例

- 犯罪収益がその形態を変えた事例として、強盗や詐欺により得た収益を貸金業者への債務返済に充当したもの
- 金銭の貸付けがマネー・ローンダリングに関係した事例として、偽造した他人の運転免許証の画像を利用して、インターネット上で架空・他人名義口座の開設と貸金業者に対する貸金契約の申込みを行い、貸付金を同口座に振込入金させたもの

疑わしい取引の届出の傾向

- 令和2年から令和4年までの間の、貸金業者等による疑わしい取引の届出件数は10万6,381件
- 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（39,972件、37.6%）
←前年比1.7倍、前々年比3.4
- 架空名義又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金（28,917件、27.2%）

危険度の評価

- 左記特徴・悪用事例等から、マネロン等に悪用される危険性がある
- リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない貸金業者等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。
- さらに、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む）による取引は、危険度がより一層高まる。

リスクベース・アプローチの取組の例

- 自社のデータベースにおいて、顧客から届け出られた電話番号同士の突合を行い、同じ電話番号が存在していないかなどを確認。

金融庁（総政局長・監督局長）要請（令和3年4月28日）

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る 態勢整備の期限設定について」

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）については、各金融機関においてリスクベース・アプローチに基づき、鋭意取り組んでいただいているものと認識しています。

引き続き、実効的なマネロン・テロ資金供与対策を実施していただくため、令和3年2月に改正した「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」の全項目につきまして、ご対応をお願いいたします。

また、本文書をもって改めて下記を要請いたしますので、貴協会におかれては、加盟金融機関に対して、適切かつ迅速に必要な対応を講じるよう、周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、金融庁・財務局としては、下記の要請事項に係る各金融機関の取組状況について、検査やモニタリングを通じて確認していくほか、仮にマネロン・テロ資金供与対策に問題があると認められた場合には、法令に基づく行政対応を含む対応を行う場合があることを予めご承知願います。

記

各金融機関が、「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備すること。

上記の態勢整備について、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ること。

3月末までは猶予期間だったが、
今後は、原則として「対応が求められる事項」への対応ができているはずであることを前提に、
貸金業者の態勢整備が検証される

金融庁ガイドラインで対応が求められる事項の例

項目	対応が求められる事項
リスクの 特定・評価	<ul style="list-style-type: none">✓ <u>国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定し、そのリスクの評価を実施すること</u>✓ <u>リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること</u>✓ <u>リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること</u>
顧客受入 方針	<ul style="list-style-type: none">✓ <u>顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること</u>

金融庁ガイドラインで対応が求められる事項の例

項目	対応が求められる事項
取引時確認	<ul style="list-style-type: none">✓ 顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、<u>信頼に足る証跡</u>を求めてこれを行うこと✓ <u>信頼性の高いデータベースやシステムを導入</u>するなど、<u>金融機関等の規模や特性等に応じた合理的な方法</u>により、<u>リスクが高い顧客を的確に検知</u>する枠組みを構築すること
継続的顧客管理	<ul style="list-style-type: none">✓ 以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること<ul style="list-style-type: none">イ. 取引類型や顧客属性等に着眼し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む<u>継続的な顧客管理の方針</u>を決定し、実施することロ. 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討することハ. 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有することニ. <u>各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認</u>に加え、<u>定期的な確認</u>に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすることホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること。特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること

金融庁ガイドラインで対応が求められる事項の例

項目	対応が求められる事項
経営陣による主導	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、<u>経営陣の主導的な関与があること</u> ✓ 経営陣が、職員へのマネロン・テロ資金供与対策に関する<u>研修等</u>につき、自ら参加するなど、<u>積極的に関与すること</u>
内部監査計画	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下の事項を含む<u>監査計画</u>を策定し、<u>適切に実施すること</u> <ul style="list-style-type: none"> イ. マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の適切性 ロ. 当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等 ハ. 職員に対する研修等の実効性 ニ. 営業部門における異常取引の検知状況 ホ. 検知基準の有効性等を含む IT システムの運用状況 ヘ. 検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況
研修・教育	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>取引時確認等を含む顧客管理の具体的方法について、職員が、その役割に応じて的確に理解することができるよう、分かりやすい資料等を用いて周知徹底を図るほか、適切かつ継続的な研修等を行うこと</u> ✓ <u>研修等の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により確認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すこと</u>

継続的顧客管理の手法

【取組が進んでいる事例】

- 顧客の実態把握に当たっては、アンケート送付のみならず、来店時の店頭での確認、担当者の往訪、ネットバンクでの周知・情報収集、コールセンターでの情報収集、ATM 利用時の取引明細への印字による告知等、多くのチャネルを使って、顧客への働きかけや情報収集を行っている。
- 各種調査を行う際、事務センター等で業務を集中することにより、担当者のスキルの維持・向上が図られている。また、事務センター等では、電話によるコンタクトも多いことから、顧客接点時に顧客情報の最新性を保つために、顧客情報の変更有無等を確認している。

参考：金融庁「マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」

その他近時のトピック

① 障害者差別解消法改正への対応

- 障害者差別解消法の改正を踏まえた監督指針の改正（令和6年4月1日より適用）

改正後	改正前
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－2 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－2－2 2 障害者への対応</p> <p>(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられているところである。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－2 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－2－2 2 障害者への対応</p> <p>(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられているところである。</p>

合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

- 障害者から申込書類等の代筆・代読を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続等における適切な代筆・代読の仕方について社内研修を行う（環境の整備）とともに、障害者から代筆・代読を求められた場合には、研修内容を踏まえ、適切に職員が代筆・代読する（合理的配慮の提供）。
- 公共インフラとしての電話リレーサービスや独自の手話通訳サービスの利用により、残高照会、取引照会、キャッシュカード等の紛失時の手続等を行えるよう、マニュアル等を整備し、職員に周知する（環境の整備）とともに、障害者から対応を求められた場合には、マニュアル等を踏まえ、適切に職員が対応する（合理的配慮の提供）。

《参考》貸金業者向けの総合的な監督指針

Ⅱ－２－１３－１ 返済能力調査

(1) 主な着眼点

① 共通事項

□. 法令等を踏まえた返済能力調査の実施態勢の構築

b. 社内規則等に則り、返済能力調査を適切に実施する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。
ii) 借入申込書に借入希望額、既往借入額（例えば、他の貸金業者、銀行等からの借入れの額。以下同じ。）、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入れの意思を確認しているか。

（注）顧客が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して代筆対応等を行う場合にも、顧客本人の借入れの意思が適切に反映されていることを慎重に確認する必要があることに留意する。

②起業・副業を巡るトラブル

■ トラブル事例（国民生活センターADRにおける副業サポート契約関連の事案における申請人の主張の概要）

夢の実現に役立つと言われて消費者金融から借入をして入会（25万円）。自分の価値をSNSで発信して人を勧誘する内容でやめることにした。全額返金してほしい。

大学生がSNSで勧誘され事業者の指示で消費者金融から借入してビジネスコンサルタントの契約をした（49万5千円）。集客のために自作自演の投稿をするなど事前の説明と違ったので解約したい。全額返金してほしい。

消費者金融から借入してオンラインサロンの契約をした（132万円）。専用のHPを見られるようになったが、経営の知識を学ぶようなコンテンツなどはなく不信。既払金を返してほしい。

「20万円は稼げる」と言われ、ブログで稼ぐセミナーを契約し（約50万円）、相手方に付き添われて消費者金融で借入し支払った。アドバイスを受けブログを書いたが、説明されたサポートはなく、儲けることはできないと思った。既払金を返してほしい。

■ 貸金業者における取組み

- ウェブサイト上に副業・アルバイト事例に係る被害への注意喚起
- 借入の申込手続き画面に注意喚起のポップアップ表示
- 顧客接点や金融経済教育の中での対応

→ 今後も、トラブルを未然に防ぐための取組みが必要

③ 上限金利規制違反事例

金融庁が2022年秋に、業界に対して注意喚起した事例 - 利息制限法上限金利を超えた契約締結について -

- 一部の事業者において、債務者と利息制限法の上限金利を超えた契約を締結していた事例が確認された
- 内容としては、同一債務者に対して重ねて貸付を行う場合、利息制限法第5条に基づき、既契約の貸付残元本を含めた元本合計額を基準として上限金利の設定管理を行う必要があったにもかかわらず、契約単位での貸付元本のみを基準として上限金利の設定管理を行っていたもの
- 利息制限法に規定する金額を超える利息の契約締結や受領、又はその支払を要求してはならないことは、貸金業を営む上で、基本的な内容である
- 金融庁からは、「各事業者において、既に提供している商品やサービスが各種法令に照らして問題ないか改めて確認するとともに、新たな商品やサービスの提供に際し、法制面等から事前にチェックを行う態勢が整備されているか、という観点でも確認いただきたい」との要請

利息、保証料等に係る制限等

② 法令等を踏まえた利息、保証料等の制限等に係る実施態勢の構築

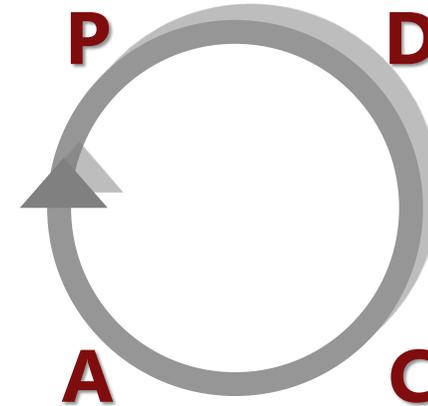
- イ. 役職員が社内規則等に基づき、利息、保証料等の制限等に係る取扱いを適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ロ. 貸付けに係る契約を締結するとき、以下の点に留意して、契約内容の確認等を行う態勢の整備がなされているか。
 - a. 法第12条の8第2項に規定する「みなし利息」についても利息に含めて貸付けの契約を締結しているか。
 - b. 法第12条の8第2項に規定する「契約の締結及び債務の弁済の費用」、施行令第3条の2の2に規定する「利息と見なされない費用」及び第3条の2の3に規定する「利用料」は、実費相当額（法令上の上限がある場合にはその範囲内）となっているか。
 - c. 債務履行担保措置に係る契約を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを貸付けに係る契約の条件とする場合、当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額と利息を合算した金額が、利息制限法に規定する金額を超えないものとなっているか。
 - d. 同一の債務者に追加的に貸付けを行うにあたっては、利息制限法の上限利率は、同法第5条に基づき、債務者の自社貸付残高に応じて変化することを踏まえ、利率を決定しているか。
 - e. 保証業者と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により、当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無及び当該保証料の額を確認しているか。また、確認に関する記録を作成し、保存しているか。
 - f. 施行規則第10条の13に規定する保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを貸付けに係る契約の締結の条件とはしない措置を講じているか。
 - g. 保証業者と根保証契約を締結する際に、当該根保証契約が施行規則第10条の14に規定するものであるときは、当該根保証契約の締結をしない措置を講じているか。
 - h. 金銭の貸借の媒介を行った貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該貸付けに係る契約の更新（施行規則第10条の15の規定を含む。）があったときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払いの要求をしない措置を講じているか。

③ 内部管理部門等による実効性確保のための措置

利息、保証料等に係る契約の締結等に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結等その実効性が確保されているか。

コンプライアンスを実現するための仕組み

- リーガルチェックのタイミング
- リーガルチェック「態勢」 → **PDCA**
 - **Plan**
方針、基本規程を経営陣の関与の下で定めること
 - **Do**
方針、基本規程に基づく、業務規程やマニュアルを権限ある者（担当役員等）の承認を経て定め、方針、基本規程と共に社内に周知・徹底・浸透させること、規程・マニュアルの使い手である営業部門や事務部門等が各種ルールや手順の意味を理解して実践・遵守すること
 - **Check**
営業部門や事務部門等の実践・遵守状況を確認・検証し、指導・指示・是正・改善すること
 - **Act(ion)**
是正・改善策を着実に実行するための方針、基本規程、業務規程、マニュアル等を策定し、現に実行すること



ご清聴ありがとうございました。

森・濱田松本法律事務所
弁護士 小田 大輔

〒100-8222 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL 03-6266-8725
FAX 03-6266-8625
daisuke.oda@mhm-global.com

ご質問・ご意見等は、上記までお寄せください。